

## 第1回南魚沼市地域公共交通協議会（書面議決）結果

### 1. 通知発送日

令和3年6月2日

### 2. 協議方法

- ・会議の開催に代えて書面による議決を実施
- ・南魚沼市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により議決内容を周知し、回答を依頼

### 3. 協議事項

1. 令和2年度事業報告及び収支決算について
2. 令和3年度事業計画及び収支予算について
3. 生活交通確保維持改善計画について

### 4. 協議結果

#### 【回答状況】

委員数：21人（会長を除く）

回答数：20人

無回答：1人

委員の過半数の回答があったため協議会開催が成立（協議会規約第9条第2項）

## 【回答結果】

### ●協議事項 1. 令和 2 年度事業報告及び収支決算について

「承認する」と回答した委員数：20人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第 9 条第 4 項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等

(承認する) 意見あり 1 人

	委員からの意見・理由等	意見・理由に対する回答
1	市民バスはもう少し小型化で良いのでは無いか。	市民バスは現在 13 路線で運行しており、その多くで 14 人乗または 10 人乗の小型車両が使用されています。 一部の路線で中型の車両が使用されていますが、それは当該路線の乗車人数、運行事業者の業務形態、小型車両の導入コストから総合的に判断したものです。 今後さらに需要の減少が進んだ場合は小型化に向け運行事業者と協議を行っていきたいと考えています。

### ●協議事項 2. 令和 3 年度事業計画及び収支予算について

「承認する」と回答した委員数：20人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第 9 条第 4 項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項 3. 生活交通確保維持改善計画について

「承認する」と回答した委員数：20人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等

(承認する) 意見あり 1人

	委員からの意見・理由等	意見・理由に対する回答
1	<p>車いすでも乗降できる車両の導入について検討することは可能でしょうか。</p> <p>障がい者に加えて高齢化も進んできている中で、今後需要が高まることが予想されます。</p> <p>車両の購入が難しいのであれば民間バス会社から車両のレンタルや後付け可能なリフトの取り付け等もあります。</p>	<p>レンタル車両や後付け可能なリフトについて情報提供をいただきありがとうございます。</p> <p>車いすでも乗降できる車両としましては、タクシー事業者や福祉バス等が運行しております。</p> <p>高齢化が進行する中で、市民バスにつきましても既存の交通手段との関係を考慮するとともに需要、導入コスト、近隣地域での運行状況、車両の大きさや、予約制にするか定期便にするかといった運行形態などを検討していきたいと考えております。</p>

**協議事項 1：令和 2 年度事業報告及び収支決算について【資料No.1、2、3】**

収支決算につきましては、資料No.3のとおり令和 3 年 3 月 23 日に監査を受けております。

**協議事項 2：令和 3 年度事業計画及び収支予算について【資料No.4、5】**

協議会の開催につきましては、市民バス運行の見直しにより、協議事項が発生した場合には、都度、協議会に諮りたいと考えております。

**協議事項 3：生活交通確保維持改善計画について【資料No.6】**

**1. 生活交通確保維持改善計画とは**

地域公共交通の確保・維持・改善のために、南魚沼市地域公共交通協議会が、地域の実情のニーズを的確に把握しつつ、協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画。

計画を策定することにより、バス事業者が令和 4 年度に国の地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）の支援を受けることができます。

**2. 地域内フィーダー系統とは**

バス停留所、鉄道駅において、地域間交通ネットワーク（複数市町村にまたがるバス、鉄道）と接続するバス系統を指します。

地域内フィーダー系統補助の対象となっている路線は下記の 6 路線となります。

- 大巻・泉コース
- 城内コース
- 五十沢・大月コース
- 上田・泉田コース
- 石打・竹俣コース
- 中之島・吉里コース

## 令和2年度事業報告

## 1. 協議会の開催

年月日	事業	内容
4月24日	第1回協議会 (書面協議)	・生活交通確保維持改善計画の変更について
7月9日	第2回協議会 (書面協議)	・監査員の選任について ・令和元年度事業報告及び収支決算について ・令和2年度事業計画及び収支予算について ・生活交通確保維持改善計画について
10月20日	第3回協議会 (書面協議)	・市民バスの六日町駅前停留所の設置について ・上田・泉田コースの運行系統の変更について ・栃窪・岩之下コースの時刻表の変更について ・浦佐・五箇コースの時刻表の変更について ・生活交通確保維持改善計画の変更について
12月25日	第4回協議会 (書面協議)	・生活交通確保維持改善計画に関する事業評価について
2月15日	第5回協議会 (書面協議)	・後山・辻又コースの系統新設について

## 2. 計画に基づく事業

時期	事業	内容
4月～3月	市民バス運行の見直しの 検討・実施	・運行見直しの検討・実施 ・運輸局への申請について協議
4月～3月	ニーズの把握	・利用者等との意見交換
4月～3月	住民周知	・バスの乗り方教室について (地区老人会など) ・車内掲示、市報等によるバス事業の周知

### 3. 令和2年度 市民バス運行収支

#### 市民バス運行収支割合

経常収益	経常費用	収支割合
7,854,094円	90,550,628円	8.67%

#### 運行1便当たりの運行収支

運行便数	1便当たりの平均収益	1便当たりの平均経費
14,351	547円	6,310円

## 令和2年度 収支決算

## 1 収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	説明
1負担金	1負担金	1負担金	150,000	150,000	0	○負担金 南魚沼市負担金 150,000
2補助金	2補助金	2補助金	0	0	0	
3繰越金	3繰越金	3繰越金	0	0	0	
4諸収入	4諸収入	4諸収入	0	6	6	預金利息 6
合 計			150,000	150,006	6	

## 2 支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	説明
1運営費	1会議費	1会議費	140,000	67,360	△ 72,640	○報償費 委員報酬 66,000 ○旅費 委員費用弁償 1,360
	2事務費	1事務費	10,000	5,500	△ 4,500	○手数料 口座振替手数料 5,500
2事業費	1事業費	1事業費	0	0	0	
3返還金	1返還金	1返還金	0	77,146	77,146	○戻入金 南魚沼市負担金 77,146
4予備費	1予備費	1予備費	0	0	0	
合 計			150,000	150,006	6	

収入支出差引額 150,006円 - 150,006円 = 0円

南魚沼市地域公共交通協議会

会長 林 茂 男 様

## 会計監査報告書

監査の結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査を実施した日 令和3年3月23日

2. 予算の執行状況 決算報告書のとおり

3. 監査の結果

提出された関係帳簿および証拠書類ならびに事務局の説明によって監査した結果、計数は関係帳簿、証拠書類と符合し、正確であると認める。

監査員

佐藤 浩幸

監査員

上村 忠雄



## 令和3年度事業計画（案）

## 1. 協議会の開催

年月日	事業	内容
6月（今回）	第1回協議会 （書面協議）	・令和2年度事業報告及び収支決算について ・令和3年度事業計画及び予算について ・生活交通確保維持改善計画について
8月頃	第2回協議会	・市民バスの運行系統の変更、停留所の設置、時刻表の変更について
12月頃	第3回協議会	・地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について
3月頃	第4回協議会	・今年度事業報告及び収支決算並びに新年度事業計画（案）及びに収支予算（案）について

## 2. 計画に基づく事業

時期	事業	内容
4月～3月	市民バス運行の見直しの検討・実施	・運行見直しの検討・実施 ・運輸局への申請について協議
4月～3月	ニーズの把握	・利用者等との意見交換
4月～3月	住民周知	・バスの乗り方教室について （地区老人会など） ・車内掲示、市報等によるバス事業の周知

## 令和3年度収支予算(案)

## 1 収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	143,000	南魚沼市負担金
2補助金	1補助金	1補助金	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金	0	
4諸収入	1諸収入	1諸収入	0	
合 計			143,000	

## 2 支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1運営費	1会議費	1会議費	133,000	委員報酬、委員費用弁償
	2事務費	1事務費	10,000	口座振替手数料
2事業費	1事業費	1事業費	0	
3返還金	1返還金	1返還金	0	
4予備費	1予備費	1予備費	0	
合 計			143,000	

※予算の款項目間流用については会長に一任する。

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年 月 日

（名称）南魚沼市地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
南魚沼市地域内フィーダー系統確保維持計画（R4年～R6年）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>平成16年に六日町と大和町が合併して誕生し、平成17年には塩沢町を編入合併した南魚沼市は、中山間地域に位置し、豪雪地帯でもある。</p> <p>市内の路線バスは、11路線が運行しており、通勤、通学等に利用され、重要な移動手段であるとともに、公共交通機関の一つとして、環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和などの役割も果たしている。バス事業者は、国県の補助金、市の補助金を受け懸命な経営努力により路線を維持しているが、自家用車の普及、ますます進む人口減少、<b>新型コロナウイルスの影響</b>などにより、バスの利用者は年々減少し、市の財政負担は年々増加するなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増してきている。</p> <p>タクシー事業者は、福祉タクシーの導入など、鉄道、バスではできないサービスを担い市民に利用されている。</p> <p>市民バスは、市内の公共交通空白地域の解消及び医療機関や福祉・公共施設への移動を目的に13路線で運行している。また、市内では、スクールバス、保育園バスも運行している。</p> <p>市の人口は、平成7年をピークに減少傾向にあり、世帯人員減少及び高齢化進展により、今後、自家用車を運転できない独居高齢者の増加が予想される。</p> <p>また、魚沼地域の医療再編により、平成27年6月に魚沼基幹病院、平成27年11月には南魚沼市民病院が開院した。この市内医療機関の再編に合わせて、市民バスは、旧町地域ごとに異なる運行体制を統一するとともにサービスの公平性のため有料化を行った。さらに、鉄道、路線バスとのアクセスなどの課題を解決し利用者を増やすことが大きな目標である。その目標を整理し、対応策をまとめた南魚沼市地域公共交通網形成計画を令和2年3月に策定した。</p> <p>地域公共交通確保維持事業により、持続可能で、市民との協働体制による生活交通の確保や、市民ニーズに合った最適な公共交通体系の構築を目指すものである。だれもが利用できる生活交通手段を存続させることは、市にとって必須となっている。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
市民バス利用者数の目標添付
(2) 事業の効果
<p>市民バスの運行を実施することにより、路線バスは通勤・通学を中心とした日常の移動手段として、市民バスは路線バス等でカバーできない地域の移動ニーズに対応するとともに、通院・買い物を目的とした生活の移動手段としてそれぞれが連携し役割分担ができるようになる。公共交通としての位置づけが明確になり、効率的な運行体系が実現でき、サービスの向上や市民の外出促進につながる。</p>

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区老人会などで、バスの乗り方教室を開催する。(南魚沼市、事業者)</li> <li>・ 市民バスと幹線交通との乗降場所を統一する。(南魚沼市、事業者)</li> <li>・ 市民バスの運行経路に観光拠点を取り込む。(南魚沼市、事業者)</li> <li>・ 市民バスと幹線交通との乗り継ぎダイヤを設定する。(南魚沼市、事業者)</li> </ul> <p>(南魚沼市地域公共交通網形成計画 P59、61、62 参照)</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>表 1 を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>南魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>南越後観光バス（株） 銀嶺タクシー（株） （株）魚沼中央トランスポート</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>

11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>

(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<p>平成 24 年 10 月 11 日 ・ 調査事業業務計画について合意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査について協議</li> <li>・ 実証調査について協議</li> </ul> <p>平成 25 年 1 月 28 日 ・ アンケート調査結果について合意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実証調査結果について合意</li> <li>・ 「生活交通ネットワーク計画」について協議</li> </ul> <p>平成 25 年 3 月 5 日 ・ パブリックコメントの結果について合意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生活交通ネットワーク計画」について合意</li> </ul> <p>平成 25 年 5 月 24 日 ・ 地域公共交通維持改善事業・事業評価について合意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について合意</li> </ul> <p>平成 25 年 12 月 25 日 ・ 地域公共交通総合連携計画について協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行計画について協議</li> </ul> <p>平成 26 年 4 月 14 日 ・ 「南魚沼市地域公共交通総合連携計画」について合意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生活交通改善事業計画」について合意</li> </ul> <p>平成 26 年 11 月 6 日 ・ 平成 27 年度市民バス運行計画について合意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民バスの有料化について合意</li> </ul> <p>平成 27 年 5 月 18 日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意</p> <p>平成 27 年 7 月 31 日 ・ 利用者アンケートについて報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民バスへの要望や課題について協議</li> </ul> <p>平成 27 年 8 月 25 日 ・ 市民バス事業計画変更認可申請について合意</p> <p>平成 28 年 1 月 19 日 ・ 地域公共交通バリア解消促進等事業の事業評価について合意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民バスの見直しについて協議</li> </ul> <p>平成 28 年 5 月 23 日 ・ 「生活交通改善事業計画」について合意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意</li> <li>・ 10 月からの見直し（新規路線申請）について合意</li> <li>・ アンケートの結果について報告</li> </ul> <p>平成 28 年 10 月 31 日 ・ アンケートの結果について報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民バスの運行見直しについて協議</li> </ul> <p>平成 28 年 12 月 22 日 ・ 市民バス事業計画変更認可申請について合意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通維持改善事業・事業評価について合意</li> </ul> <p>平成 29 年 2 月 1 日 ・ 市民バスのバス停の新設について合意</p> <p>平成 29 年 3 月 3 日 ・ 市民バスの路線の廃止について合意</p> <p>平成 29 年 6 月 2 日 ・ 「生活交通改善事業計画」について合意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意</li> </ul> <p>平成 29 年 6 月 9 日 ・ 南魚沼市民病院駐車場工事による市民バス路線の変更について合意</p>

平成 29 年 7 月 14 日	・ 県道塩沢停車場八竜新田線拡幅工事による市民バス「中之島・吉里コース」の路線の変更について合意
平成 29 年 10 月 16 日	・ 市民バスの運行見直しについて合意 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意 ・ 「生活交通改善事業計画」について合意
平成 29 年 12 月 27 日	・ 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意
平成 30 年 6 月 25 日	・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意 ・ 「生活交通改善事業計画」について合意
平成 30 年 8 月 27 日	・ 市民バスフリー降車区間の設定について協議
平成 30 年 11 月 30 日	・ 市民バスの時刻表変更について合意
平成 30 年 12 月 20 日	・ 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意
平成 31 年 2 月 1 日	・ 市民バスフリー降車区間の設定について合意 ・ 市民バスのバス停の新設について合意
平成 31 年 3 月 15 日	・ 2019 年ゴールデンウィークの市民バス臨時運行について合意 ・ 市民バスのバス停の移設及び路線の新設について合意
令和元年 5 月 8 日	・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意 ・ 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について合意
令和元年 10 月 23 日	・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」に係る課題整理について合意
令和元年 12 月 6 日	・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議
令和 2 年 1 月 9 日	・ 地域公共交通確保改善事業及び地域公共交通調査事業に関する事業評価について合意
令和 2 年 1 月 14 日	・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議
令和 2 年 3 月 6 日	・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について合意
令和 2 年 4 月 24 日	・ 「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意
令和 2 年 7 月 9 日	・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意
令和 2 年 10 月 22 日	・ 市民バスの六日町駅前停留所の設置について合意
令和 2 年 12 月 25 日	・ 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意
令和 2 年 月 日	・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意（予定）

## 21. 利用者等の意見の反映状況

令和元年度に市民及びバス利用者を対象にアンケート調査を実施し、通院のニーズとして幹線系統との乗り継ぎの環境整備の必要性を再認識した。また、バス事業者を対象に、個別にヒアリング調査を実施した。市政ポストの提案・意見や区長要望など様々な意見を反映させるとともに、庁内関係部局とも協議したうえで、この計画を策定している。

## 22. 協議会メンバーの構成員

市	南魚沼市長 企画政策課
関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
公安委員会	南魚沼警察署
公共交通事業者	東日本鉄道（株）新潟支社越後湯沢駅 北越急行（株） 南越後観光バス（株） 南魚沼市タクシー安全協議会
道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所 新潟県南魚沼地域振興局地域整備部 南魚沼市建設部建設課

地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
学識経験者	長岡技術科学大学教授
市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表 大和地域地区センター代表 六日町地域地区センター代表 南魚沼市社会福祉協議会 南魚沼市身体障がい者協会 南魚沼地域商工会連絡協議会 女性代表
運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県南魚沼市六日町 180-1

(所 属) 南魚沼市建設部都市計画課

(氏 名) 大津 嘉高

(電 話) 025 - 773 - 6662

(e-mail) toshikei@city.minamiuonuma.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。



市民バス利用者の目標

運行系統名	運行予定事業者名	路線延長 (km)	1日の便数 (便)	運行日数 (日)	年間利用者の目標 (人)			(参考) R2実績利用者 数
					R4年	R5年	R6年	
浦佐・五箇コース	(株)浦佐タクシー	14.7	4	245	8,220	8,220	8,220	8,142
浦佐コース		7.7	7	245				
藪神コース	やまとタクシー(株)	17.4	5	245	1,750	1,750	1,750	1,750
赤石コース	やまとタクシー(株)	16.1	4	245	2,290	2,290	2,290	2,293
大崎コース	南越後観光バス(株)	24.1	5	245	3,490	3,490	3,490	3,487
三用コース	小千谷観光バス(株)	20.3	5	245	5,280	5,280	5,280	5,229
後山・辻又コース	(株)浦佐タクシー・ やまとタクシー(株) 共同運行	16.4	6 (一部予約運 行)	245	850	850	850	849
大巻・泉コース	銀嶺タクシー(株)	29.3	4	245	1,380	1,380	1,380	1,381
城内コース(銭淵公園経由)	南越後観光バス(株)	30.1	3	245	6,850	6,850	6,850	6,846
城内コース(支援センター経由)		30.2	1	245				
城内コース(支援センター発)		2.1	1	245				
五十沢・大月コース	南越後観光バス(株)	30.8	4	245	2,810	2,810	2,810	2,810
上田・泉田コース	銀嶺タクシー(株)	23.6	4	245	1,970	1,970	1,970	1,971
石打・竹俣コース	(株)魚沼中央トランスポート	24.2	4	245	2,500	2,500	2,500	2,495
中之島・吉里コース	(株)魚沼中央トランスポート	22.8	4	245	3,020	3,020	3,020	3,021
栃窪・岩之下コース	マルカタクシー(資)	7.1	4(予約運行)	245	220	220	220	219
合計					40,630	40,630	40,630	40,493

令和2年度市民バス利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
	21日	18日	22日	21日	20日	20日	22日	19日	22日	19日	18日	23日	245日	
浦佐・五箇コース	619	543	664	747	623	691	743	690	706	647	649	820	8,142	679
藪神コース	147	118	152	157	130	178	189	130	149	127	121	152	1,750	146
赤石コース	193	172	197	204	208	178	233	196	192	161	145	214	2,293	191
大崎コース	310	275	329	314	243	296	338	288	292	243	247	312	3,487	291
三用コース	446	388	471	452	431	471	537	423	441	381	353	435	5,229	436
後山・辻又コース	99	57	72	58	71	66	121	65	95	38	50	57	849	71
大和地域 前年比	0.96	0.92	1.06	0.97	0.94	1.07	1.09	0.87	0.92	0.87	0.91	1.06		
大巻・泉コース	101	100	120	125	128	130	144	101	128	96	80	128	1,381	115
城内コース	547	509	651	599	489	545	659	558	527	469	524	769	6,846	571
五十沢・大月コース	224	205	276	246	206	234	285	267	202	177	208	280	2,810	234
六日町地域 前年比	0.73	0.79	0.87	0.81	0.76	0.87	0.95	0.76	0.65	0.66	0.74	1.17		
上田・泉田コース	157	150	180	134	152	183	182	157	158	156	154	208	1,971	164
石打・竹俣コース	200	158	229	230	209	236	257	229	193	170	177	207	2,495	208
中之島・吉里コース	242	213	282	281	246	252	291	238	253	226	203	294	3,021	252
栃窪・岩之下コース	16	14	28	18	22	27	15	13	21	13	10	22	219	18
塩沢地域 前年比	0.88	0.79	1.00	0.87	0.91	0.94	1.04	0.90	0.75	0.83	0.71	1.03		
合計	3,301	2,902	3,651	3,565	3,158	3,487	3,994	3,355	3,357	2,904	2,921	3,898	40,493	3,374
月計の前年比	0.87	0.86	0.98	0.90	0.88	0.98	1.04	0.84	0.80	0.80	0.82	1.09	0.90	
一日あたり	157.2	161.2	166.0	169.8	157.9	174.4	181.5	176.6	152.6	152.8	162.3	169.5	165.3	
累計	3,301	6,203	9,854	13,419	16,577	20,064	24,058	27,413	30,770	33,674	36,595	40,493	40,493	
累計の前年比	0.87	0.87	0.91	0.90	0.90	0.91	0.93	0.92	0.91	0.89	0.89	0.90	0.90	